

香川労働局第 13 次労働災害防止計画

1 はじめに

香川労働局では、労働災害防止のため昭和 33 年以来 12 次にわたり「労働災害防止 5 か年計画」を策定、推進してきた。この間、労働災害は関係者のたゆまぬ努力により長期的には減少してきたものの、ここ数年(7～8年)は減少が鈍化し平成 28 年以降は増加に転じたほか、労働者の高齢化や第 3 次産業等における労働者増などの要因も加わり、休業 4 日以上¹の死傷災害(以下「死傷災害」という。)は、もはやかつてのような減少は望めず、これまでとは異なった切り口や視点による対策が求められている。

また、長時間・過重労働を原因とする脳・心臓疾患や仕事のストレスを原因とする精神障害の防止、夏季の熱中症対策、腰痛、じん肺、石綿などの職業性疾病の予防も重要である。

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならず、本計画は国の「第 13 次労働災害防止計画」を踏まえ、香川県下における労働災害の着実な減少を目指し、今後 5 年間にわたる防止対策の基本方針を示すものである。

2 計画期間

2018 年(平成 30 年)度から 2022 年(平成 34 年)度までの 5 か年を計画期間とする。

3 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標達成を目指す。

(1) 死亡災害

死亡災害は一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることから最優先で取り組むが、年によって増減があることから、香川労働局第 12 次労働災害防止計画(以下「12 次防」という。)期間の年平均 9.4 人を起点とし、これを **2022 年(最終年)には 7 人以下(25%減少)**とする。

よって、12 次防最終年 2017 年の 13 人に対し、2022 年に 7 人以下の減少率 46%を目指す。

(2) 死傷災害

死傷災害については、12 次防の最終年(2017 年)の 1,143 人を起点とし、これを **2022 年(最終年)には 1,000 人を下回る 997 人以下(12.8%減少)**とする。

12 次防の 5 か年計 5,593 人に対し、今後 5 年間の具体的な目標数は以下とする。

年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	計	対減少率
死傷者数	1,112 人	1,082 人	1,053 人	1,024 人	997 人	5,268 人	- 5.8% 1

1 : {(9 次防 10 次防の減少率 : - 7.1%) + (10 次防 11 次防の同みなし率 2 : - 5.2%) + (11 次防 12 次防の同率 : - 5.2%)} ÷ 3 = - 5.8%

2 : みなし率とはリーマンショック等を勘案し、- 16.8%を 12 次防の値に看做したもの。

(3) 全ての労働局において目標を設定すべき国指定の重点業種に係る目標

ア 建設業及び製造業における死亡災害

これら2業種については、死亡者数を2017年と比較して2022年までに40%以上減少させることとし、具体的には、建設業では3人を2人以下とし、製造業では2人を1人以下とする。

イ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の4業種における死傷災害

これら4業種については、12次防における死傷災害の多寡やこれまでの減少率等を勘案の上、死傷者数を2017年と比較して2022年までにそれぞれ11.6%(17人)、10.6%(15人)、20.4%(11人)、18.9%(7人)以上減少させることとし、具体的には、道路貨物運送業では147人を130人以下とし、小売業では142人を127人以下とし、社会福祉施設では54人を43人以下とし、飲食店では37人を30人以下とすることを基本とする。

しかしながら、これまでも道路貨物運送業を含む運輸業や社会福祉施設では1～2割の労働者増があったことから、各業種における今後5年間に著しい労働者の増減等があり、単に死傷災害数の増減をもって評価することが適切でない場合は、死傷年千人率()による5%以上の減少を図る。

：死傷年千人率 = 1年間の死傷者数 / 1年間の平均労働者数 × 1,000

4 安全衛生を取り巻く現状と課題

(1) 死亡災害の発生状況と課題

12次防における全死亡災害47人の内訳を「事故型別」で見ると、交通事故が36%(17人)と最も多く、次いで墜落・転落災害が23%(11人)、はさまれ・巻き込まれ災害が13%(6人)、熱中症が6%(3人)となっている。また、12次防の最終年目標の9人以下に対し、結果として13人(44%増)と前年の6人と比べて2倍を超えたことを踏まえ、これら死亡災害の増加に歯止めをかけ、更に、これらを撲滅するには「事故型別」で、「交通労働災害」の防止、「墜落・転落災害」の防止、「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止、「熱中症予防」、これら4つが課題である。

(2) 死傷災害の発生状況と課題

死傷災害数は、12次防の最終年目標の986人以下に対し、1,143人と15.9%超過し、2年連続で増加となった。

12次防における死傷災害の増減の推移を「業種別」で見ると、平成24年に比べ平成29年の死傷災害数は、食料品製造業、金属・機械等製造業をはじめ、製造業の合計では12次防の目標値である-15%をほぼ達成している。その一方、平成24年に比べ、+13.1%の道路貨物運送業、+0.7%の建設業の2業種が各目標の-15%を未達成のほか、+20.0%の社会福祉施設、+15.6%の飲食店の2業種が各目標の-25%を未達成、-8.4%の小売業で目標の-30%を未達成に終わった。

かかる状況から、これら～の5業種は平成24年に比べて平成29年の死傷災害数が増加又はほとんど減少していないという実情を踏まえ、これら「道路貨物運送業」、「建設業」、「社会福祉施設」、「飲食店」、「小売業」の5業種に対する災害防止対策が課題である。

加えて 全災害数の 27.6%を占める「製造業」に対する取組も継続する必要がある。

なお、9次防以降の次期における死傷災害の減少率は以下のとおり。

	9次 10次減少率	10次 11次減少率	11次 12次減少率
製造業	- 15%	- 22%	- 14%
建設業	- 22%	- 43%	- 6%
道路貨物運送業	- 5%	- 14%	- 1%
小売業	+ 6%	+ 6%	- 1%
社会福祉施設	+ 47%	+ 22%	+ 51%
飲食店	+ 7%	- 9%	+ 8%

(3) 労働者数、死傷年千人率の変動と課題

毎月勤労統計調査に基づく平均労働者数を分析した結果、香川県内において平成 23 年から 28 年までの 5 年間で、道路貨物運送業を含む運輸業では死傷年千人率は 6.5 前後で大きな変動はないものの労働者数が約 2 割増加しており、12 次防における死傷災害数 + 13.1%の増加要因と考えられること、建設業では労働者数が 1 割以上減少しているにもかかわらず 12 次防における死傷災害数が + 0.7%であり、人手不足や機械化による危険増が懸念されること、社会福祉施設では労働者数が 1 割以上増加していることに加え、死傷年千人率も 1.7 から 2.3 へ増加している複合要因があること、などの特徴が見られたことから、これら労働者数の推移や災害発生率の動向を踏まえた対策が必要である。

(4) 各業種に共通した死傷災害の発生状況と課題

12 次防の死傷災害を分析したところ、

- ア 「転倒災害」は、毎年 200 人以上の多くの労働者が被災し、全災害の 20.6%を占めているほか、前 11 次防の 19.7%から約 1 ポイント割合が増加しているほか、その約 7 割が「骨折」であること
 - イ 「腰痛災害」が分類される事故の型別の「動作の反動・無理な動作」は毎年約 100 人以上が被災しているが、12 次防の総数 558 人は 11 次防の同 493 人に対し 13.2%(65 人)増加していること
- これらア、イは労働者の高齢化による要因も考えられる。また、
- ウ ほとんどの業種において、経験期間 3 年未満の労働者(以下「未熟練労働者」という。)に係る労働災害が約 40%を占めていること
 - エ 若年齢者はもとより、高年齢者であっても死傷者の 4 人に 1 人が経験期間 3 年未満であること

被災者の年令	～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60 歳～
未熟練労働者の割合	72%	44%	37%	29%	24%

などから、転倒災害防止対策、腰痛予防対策、未熟練労働者、高年齢労働者に対する災害防止対策が必要である。

(5) 過重労働による健康障害防止対策と課題

全国的には、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は半数を超えており、香川においても長時間・過重労働等を原因とする脳・心臓疾患、精神障害に関する労

災請求事案が毎年発生している。

過労死等を防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、その予防の取組であるストレスチェック制度が2015年(平成27年)12月から施行されているが、その実施状況は対象事業場(労働者規模50人以上)の約9割(平成30年1月)に止まることから、これを早期に100%に近づける必要がある。

(6) 職業性疾病対策の予防対策と課題

香川における過去5か年の職業性疾病の認定状況を見ると、1年当たり平均して、熱中症が約50人、難聴が約10人、中皮腫が約5人、じん肺が約4人、肺がんが約6人認定されていることや、今後、全国的には石綿使用建築物の解体工事が2028年のピークに向けて増加することが見込まれていることから、引き続き、石綿ばく露防止対策の徹底を含むこれら職業性疾病の予防対策が課題である。

(7) 労働者の健康確保対策と課題

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に基づく一般健康診断結果の有所見率は、香川において10年以上連続して50%を超えており、引き続き、健康診断結果に異常の所見がある労働者に対する医師からの意見聴取、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患の発症はもとより生活習慣病の予防対策も重要である。

また、労働者の「治療と仕事の両立支援」に取り組む企業を支援しこれを拡大するため、2017年9月に発足した「香川県地域両立支援推進チーム」によるネットワークの構築、ガイドラインやマニュアルの周知、社会的な認知向上も同様に重要である。

(8) 労働災害防止団体、業界団体等との連携・協働による取組の強化

死傷災害を継続的かつ効果的に減少させるには、従来にも増して労働災害防止団体や業界団体等との連携、協働が不可欠である。労働災害防止団体に定める団体はもとより、香川労働災害防止団体連絡協議会(以下「香川災防協」という。)の構成メンバーとの綿密な連携の下、各種講習会や研修会の開催内容を更に充実した上で、あらゆる機会を捉えて、県下のより多くの事業場に対し受講奨励に努めることが、ひいては事業場内の安全衛生管理体制の確立、安全衛生スタッフの育成、安全衛生管理水準の向上等に寄与し、その結果、労働災害防止につながるものであることから更なる連携、協働が求められている。

5 計画の重点事項、重点施策

上記の現状と課題を踏まえ、以下の7つを重点事項、重点施策とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策
- (2) 災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対策
- (3) 業種横断的な災害防止対策
- (4) 過重労働等による健康障害防止(メンタルヘルスを含む。)対策

- (5) 職業性疾病の予防対策
- (6) 疾病を抱える労働者への治療と仕事の両立支援対策
- (7) 労働災害防止団体等との連携・協働による取組の強化

6 重点施策ごとの具体的な取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策

ア 「交通労働災害」の防止対策

交通労働災害防止は全業種の共通事項であることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及・定着を目指し、春と秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び全国労働衛生週間とその準備期間、各種総会や説明会等のあらゆる機会を捉えて、その周知・啓発に努める。

その際、警察等の関係行政機関のほか陸上貨物運送事業、新聞販売業、警備業、訪問介護事業等の関係業界団体等と連携した周知・啓発や「交通 KYT 教育」の受講勧奨を図る。

イ 「墜落・転落災害」の防止対策

製造業及び建設業で発生した死亡災害 22 人中、工場や建築物等のスレート屋根上の踏み抜き事故を含め、墜落・転落災害がその 45%(10 人)を占めていることから、これら 2 業種を重点に労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第 524 条(スレート等の屋根上の危険の防止)の遵守徹底を図る。

ウ 「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策

製造業において、機械の点検中に他の者が起動スイッチを入れた死亡災害(2 人)を含め、機械等によるはさまれ・巻き込まれによる死亡災害が 4 人発生していることから、「機械の起動装置の施錠等の措置」を含む安衛則第 107 条(機械のそうじ等の場合の運転停止)の遵守徹底を図る。

エ 「熱中症予防」対策

建設業、警備業などの屋外作業における熱中症を予防する観点から、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の周知・徹底を図るほか、日本工業規格(JIS)に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。

(2) 災害が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対策

死傷災害を防止する上で、安衛法第 28 条の 2 で定める「危険性又は有害性等の調査等(リスクアセスメント、以下「RA」という。)」に基づく措置を実施することが、その発生に至る危険性を除去し、低減する上で極めて有効な手法であり、同条において努力義務が課せられている製造業、建設業、運送業、各種商品卸売業及び各種商品小売業における RA の実施を促進、定着することを基本とし、加えて以下の業種における取組を図る。

ア 第 3 次産業対策

小売業、社会福祉施設、飲食店、これら 3 業種に共通する転倒災害や腰痛災害を防止するため

関係機関や業界団体との連携の上、事業場における雇入時教育の徹底、作業マニュアルの作成と周知、危険の「見える化」、危険予知活動(以下「KYT」という。)、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)等の安全衛生管理活動の促進を図る。

特に、香川県下の死傷災害に占める未熟練労働者の割合(2017年)は、多くの業種が30~40%であるのに対し飲食店は56.6%と他業種に比べて約1.5倍高い割合を占めていることから、飲食店に対してはあらゆる機会を通じて雇入時の安全衛生教育の徹底を図る。

また、小売業、飲食店における多店舗展開企業や複数の社会福祉施設を展開する法人については、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の取組を促し、本社・本部において実施すべき事項と全店舗・全施設において実施すべき事項とを明確化することにより全社的な取組を推進する。

イ 道路貨物運送業対策

道路貨物運送業では、「墜落・転落災害」が12次防中で32.7%(219人)を占めていることから、同災害を含む荷役作業時における労働災害を防止するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会香川県支部との綿密な連携の下、「陸上貨物運送事業の荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・啓発に努めるほか、災害を発生させた事業者等に対する「墜落・転落災害」防止の指導を行い、トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会及び各種商工団体等を通じて荷主等に対する協力要請を行う。

また全国的には、陸上貨物運送事業における荷役作業に係る死亡災害の約8割を、墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走、トラック後退時の事故、の5大災害で占めていることから、これら5大災害に係る危険性と防止対策を周知啓発することで死亡災害の未然防止を図る。

ウ 建設業対策

建設業では、死亡災害等の重篤な結果をまねく「墜落・転落災害」が12次防中で37.0%(252人)を占めていることから、建設業労働災害防止協会香川支部との綿密な連携の下、引き続き、足場等からの墜落防止措置の強化等に係る改正安衛則の周知徹底を図るとともに、高所作業時における墜落防止用保護具の構造を原則としてフルハーネス型とする同則等の改正が予定されているので、改正後の円滑な施行のための周知を図る。

また、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順が示された国土交通省の平成26年10月改訂の「建設業法令遵守ガイドライン」を踏まえ、発注者や建設業者団体に対して適切な安全衛生経費の確保等を要請する。

加えて、人手不足等を背景に新規就労者の被災が懸念されることから、新規入場者、職長等に対する教育が確実に行われるよう徹底するほか、2017年に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(いわゆる建設職人基本法)」に基づき、安全衛生経費の確保や一人親方等の災害防止の促進に努める。

エ 製造業対策

製造業では、「はさまれ・巻き込まれ災害」が12次防中28.4%(480人)を占めており、特に食品加工機械をはじめとする産業用機械による同災害は、総じて、重篤災害として身体に後遺障害を残すケースが多いことから、中央労働災害防止協会中国四国安全衛生サービスセンター四国支所をはじめとする香川災防協の構成メンバーとの綿密な連携の下、引き続き、RAに基づく措置の実施、ひいては労働安全衛生マネジメントシステムの導入・実践の促進を図る。

(3) 業種横断的な災害防止対策

ア 転倒災害の防止対策

転倒災害防止のため、特に発生の多い食料品製造業を含む製造業や小売業、社会福祉施設、飲食店などの第3次産業を対象に、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の周知に努めるほか、4S活動、職場の危険を可視化(=見える化)して従業員全員で共有する「危険の見える化」(ステッカーによる表示等)、転倒防止に適した防滑靴の着用等の取組の推進を図る。

イ 腰痛の予防対策

社会福祉施設や小売業を対象に安全衛生教育の実施を推進するとともに、社会福祉施設においては介護労働者の身体的負担軽減に効果的とされる介護機器(職場環境改善助成金の利用促進を含む)の導入を促す。

ウ 未熟練労働者、高齢労働者、派遣労働者に対する災害防止対策

未熟練労働者に対しては、雇入時教育をはじめとする各種教育を計画的かつ継続的に実施する必要があることから、年間計画を策定して着実に実施することや教育を実施する立場にある者自らが能力向上教育等を受講する等により法改正等を含む最新の安全衛生関連情報の習得が求められることからその受講勧奨を図る。

また一般的に、高齢労働者は加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害をはじめとする様々な災害発生のリスクが高まることから、これらを予防するための体操の周知・普及を促す。

更には、香川県内の雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は35%(平成24年就業構造基本調査)とほぼ3人に1人であり、多様な働き方が進む中、非正規雇用労働者を含む全ての労働者が、事業場内でその知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現できるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

(4) 過重労働等による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知に努めるほか、2015年(平成27年)12月よりメンタルヘルス対策の1次予防として規模50人以上の事業場を対象に義務付けられた「ストレスチェック制度」の実施状況は、県内約1,000余の対象事業場のうち約1割弱の事業場において実施報告書が未提出であることから、早急にその実施と報告書の提出を指導するほか、毎年1回の継続的な実施を図る。

また、ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は1%程度に止まっていることから、ストレスチェックを実施した結果、高ストレスでかつ医師に

よる面接指導が必要とされた者を対象に、医師による面接指導に適切につなげるなどメンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進する。

なお、当分の間、努力義務とされている規模 50 人未満の事業場に対しても、あらゆる機会を通じてストレスチェック制度の実施を促す。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

事業場において、1 月当たりの時間外・休日労働が 80 時間を超える過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者が見逃されることがないよう、労働者からの申出の状況を勘案しつつ、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう、労働者の健康管理を推進する。

ウ 外部資源活用の促進

規模 50 人未満の小規模事業場における健康確保対策を促進する上で、香川産業保健総合支援センターとその地域窓口(地域産業保健センター)による健康診断結果に異常の所見があった労働者に対する医師からの意見聴取やストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の推進を図る。

(5) 職業性疾病の予防対策等

ア 化学物質による健康障害防止対策

県内で有機溶剤又は特定化学物質を取り扱う事業場の把握に努めるほか、使用する事業場に対しては、引き続き、「化学物質等の R A」に係る導入指導を実施する。

また、化学物質の流通・販売事業者に対しては譲渡提供時における安全データシート(以下「SDS」という。)交付の徹底を、一方、化学物質の取扱事業者に対しては SDS 入手の徹底をそれぞれ図り、その際、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした周知、指導を行いつつ、特に、取扱事業者自らが実施すべき具体的な事項として次の 4 つを周知・指導する。

- (ア) ラベルの表示・SDS の交付と入手の徹底、危険有害性の把握
- (イ) ラベル表示の意味についての理解を含む危険有害性に関する教育
- (ウ) R A 結果及びばく露防止措置に関する周知・教育
- (エ) 保護具の使用に関する教育

更には、石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者に対し安全衛生関係法令に基づき、個々の労働者の作業の記録や、作業環境測定等の結果、健康診断個人票の保存の徹底や、事業廃止時の労働基準監督署への関係記録の報告について周知徹底する。

イ 石綿による健康障害防止対策

全国的には、吹付け石綿等の除去等作業が依然として高水準で推移しているほか、平成 17 年の石綿健康被害の社会問題化から十数年経過する中、改めて建築物の解体・改修等を行う幅広い事業者に対して、事前調査の実施をはじめ石綿による労働者の健康障害防止対策について必要な指導及び周知啓発を行う。

また香川県内においても、石綿使用建築物の解体等作業の増加が見込まれることを踏まえ、労働者の石綿健康障害防止対策の必要性等について、本省が作成予定のリーフレット等を活用し、国民・民間事業者等に対する周知を行うほか発注者への理解を図る。

ウ 粉じん障害防止対策

2018 年度を初年度とする国の第 9 次粉じん障害防止総合対策(5 か年計画)を踏まえ、引き続き、じん肺のり患防止に努めるものであるが、直前の第 8 次同計画期間中における香川の状況は、事業場においてじん肺健康診断の未実施や呼吸用保護具の未使用に係る法違反が少なからず指摘されている一方で、じん肺の新規有所見者数が半分以下に減少していることなどを踏まえ、(電動ファン付)呼吸用保護具の使用の徹底、じん肺健康診断の確実な実施、同健康診断においてじん肺の所見が認められた者に係る同管理区分の決定申請、健康管理手帳の交付を始めとする離職後の健康管理、これらの徹底を図る。

エ 受動喫煙防止対策

平成 27 年から職場における受動喫煙防止対策を努力義務化した安衛法の一部を改正する法律が施行されていることや、今後の「東京オリンピック・パラリンピック」に関する法規制の整備状況を踏まえつつ、各種団体の総会や労働衛生週間準備期間に行う説明会などのあらゆる機会を通じ、受動喫煙防止対策助成金、相談支援、測定機器貸出等の国の支援事業の利用促進を図ることと、引き続き、事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

(6) 疾病を抱える労働者への支援対策

ア 両立支援ガイドライン等の周知啓発

疾病を抱える労働者が就労の継続を希望している場合には、職場における就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われることが重要であることから、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」や「治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」、各種の「治療と就労の両立支援マニュアル」の周知・啓発を図り、企業の意識改革や支援体制の整備を促進する。

イ 両立支援コーディネーターの育成等

治療と仕事の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携した総合的な仕組み作りが必要である。そのため、香川産業保健総合支援センター等との連携の下、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に努めるとともに、治療と仕事の両立に係る相談支援体制の充実を図る。

更に、「香川県地域両立支援推進チーム」の活動等を通じて、県内における医療機関等、相談機関、企業団体等の関係者の連携を推進する。

(7) 労働災害防止団体等との連携・協働による取組の強化

死傷災害を継続的かつ効果的に減少させるには、従来にも増して労働災害防止団体や業界団体との連携、協働が不可欠であり、香川災防協の構成メンバーとの綿密な連携の下、あらゆる機会を捉

えて傘下の経営トップに対し労働者の安全や健康に関する意識高揚を図る。

また、企業内で安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、各種の作業主任者など、部下を直接、指揮命令する立場にある者に対する能力向上教育等の講習や研修について受講勧奨を推進することで直近の法(規則)改正を含んだ最新の安全衛生関係情報の取得等を図る。

更に、死亡災害に係る発生状況や再発防止対策は、これをいち早く労働災害防止団体等へ提供することで傘下会員への注意喚起を図る。

7 その他の企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

(1) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

労働災害防止には企業の経営トップ等の関与が重要であり、いわゆる「健康経営」など、企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明等、積極的な取組を図る。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

現在、国際標準化機構において制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）に関して、今後、制定、発効された場合にはその普及と導入促進を図る。

8 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況を確認し、評価した上で必要に応じて本計画を見直す。

また、本計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化をも含めた分析、評価に努める。